

名古屋市強度行動障害者受入環境整備補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 名古屋市強度行動障害者受入環境整備補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内で交付するものとし、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、名古屋市強度行動障害者支援事業実施要綱（平成29年4月1日施行）第5条の規定に基づく、強度行動障害者専門支援員派遣事業（以下「派遣事業」という。）の派遣対象事業所（以下「対象事業所」という。）において、強度行動障害者を円滑に受け入れるための環境整備（以下「環境整備」という。）に要する経費に充てるために交付することにより、当該強度行動障害者の地域での安定した生活を支援することを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において「環境整備」とは、強度行動障害者を円滑に受け入れるために必要な対象事業所の改修工事及び備品等の購入のことをいう。

2 この要綱において「補助対象障害者」とは、対象事業所において、派遣事業による支援が必要な強度行動障害者のことを行う。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の対象となる事業者は、第2条に規定する対象事業所を現に運営する者とする。

(補助対象経費及び補助金額の算定基準)

第5条 補助対象経費は、補助対象障害者の受け入れに必要な環境整備に係る経費とする。ただし、老朽化や破損等による補修工事を除く。

2 補助基準額は、600,000円とし、前項に規定する補助対象経費の実支出額の合計額に3／4を乗じて得た額とを比較して、少ない方の額を補助金額とする。なお、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、名古屋市強度行動障害者受入環境整備補助金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、環境整備開始前に市長に提出するものとする。

2 申請事業者は、前項に規定する申請前に必ず派遣事業を利用し、補助対象障害者の支援にあたり、環境整備内容の効果及び必要性等について、派遣された専門支援員より意見書を徴しなければならないものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ適當と認められるものについては、補助金の交付を決定し、名古屋市強度行動障害者受入環境整備補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、補助金交付決定の通知にかかる内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知の日から20日以内に申請の取下げをすることができる。この場合において、当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した当該補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) この要綱又は補助金交付決定の通知に付した条件に違反したとき。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了後20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に対し、名古屋市強度行動障害者受入環境整備補助金事業実績報告書（第3号様式）に必要な書類を添えて提出するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、補助事業の完了後、本市検査員が行う検査確認により適正と認められた後に交付するものとする。

(検査等)

第12条 市長は、補助金に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その執行状況について報告を求め又は指示し、あるいは帳簿等関係書類を検査することができるものとする。

(書類の整備及び保存)

第13条 補助事業者は、当該補助事業に関する経理及び補助対象事業所の利用状況を明確にし、補助金の交付決定を受けた翌年度から5年間関係帳簿及び証拠書類を整備保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱(以下「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱(以下「新要綱」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。